

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

#### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 6年～50年

工作物 3年～60年

物品 2年～35年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

#### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を退職手当引当金として計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときは修繕費として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更  
変更なし
- (2) 表示方法の変更  
変更なし
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更  
変更なし

## 3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃  
該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更  
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正  
該当なし
- (4) 重大な災害等の発生  
該当なし

## 4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況  
該当なし
- (2) 係争中の訴訟等  
該当なし

## 5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
  - ① 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
  - ② 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計と一致しない場合があります。
  - ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。  
実質赤字比率 0%  
連結実質赤字比率 0%  
実質公債費比率 3.1%  
将来負担比率 10.4%

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額 492 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 39,924 百万円

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 26,309 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 3,514 百万円

将来負担額 59,118 百万円

充当可能基金額 6,465 百万円

特定財源見込額 10,348 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 39,924 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。